

コミュニティプラザえさし自動販売機設置業務事業者の公募要領

コミュニティプラザえさし（以下「設置施設」という。）の清涼飲料水等の自動販売機設置業務事業者（以下「設置者」という。）を下記により募集します。

1. 設置品目及び設置台数

- (1) 設置品目：缶・ペットボトル飲料
- (2) 設置台数：1 台

2. 設置場所

コミュニティプラザえさしバス待合所（字新地町1番地）

3. 設置期間

設置日から起算して3年間とします。

例）設置日が令和7年6月16日の場合、令和10年6月15日まで

4. 応募資格

次の要件を全て満たす個人及び法人

- (1) 法人にあっては江差町内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては江差町内で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、過去3年間に2年以上の管理・運営実績を有していること。※確認できる書類を提出してもらう場合があります。
- (3) 「コミュニティプラザえさし自動販売機設置業務仕様書」の内容が全て履行できること。
- (4) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定（次に掲げる事項）に該当しない者であること。
 - ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産者で復権を得ない者
- (5) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税、江差町税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しないこと。

5. 応募方法

自動販売機設置申込書に必要事項を記入し、江差町まちづくり推進課まちづくり推進係へお申し込みください。

6. 選定方法

応募の受付は先着順で行い、応募資格及び仕様を満たすと認められる最初の応募者を設置者として決定します。なお、設置者が決定し次第、応募を締め切ります。

7. その他

仕様については、「コミュニティプラザえさし自動販売機設置業務仕様書」を参照ください。

8. 問い合わせ・申し込み先

江差町まちづくり推進課まちづくり推進係

〒043-8560 江差町字中歌町 193 番地 1

電話：0139-52-6712

FAX：0139-52-0234